入札説明書

令和7年札幌市告示第4424号に基づく入札等については、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領(平成20年3月28日財政局理事決裁)その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和7年10月27日

2 契約担当部局

〒006-8612 札幌市手稲区前田 1 条11丁目 1 - 10 札幌市手稲区市民部総務企画課庶務係 電話 011-681-2425 FAX 011-681-2523 メールアドレス teine-somukikaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

- (1) 調達件名 前田まちづくりセンター駐車場除排雪業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

ときは、その端数金額を切り捨てる。)を契約額とする。

(4) 履行場所 前田まちづくりセンター(札幌市手稲区前田6条9丁目2番1号)

(5) 入札方法

タイヤショベル(可変プラウ1.4~2.0 ㎡)の1時間当たりの単価で行う。 なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相 当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数 全額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費 税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見 積もった契約希望金額の110 分の100 に相当する金額を入札書に記載すること。 なお、契約は1時間当たり及び10分間当たりの単価契約とし、下記の単価に

当該金額の10%に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数がある

- ア タイヤショベル(1時間当たり):入札書に記載された金額 ··· (A)
- イ タイヤショベル (10分当たり) : (A) ×1/6
- ウ ダンプトラック(1時間当たり): (A) ×0.6227 ··· (B)
- エ ダンプトラック(10分当たり) : (B)×1/6
- ※ 上記金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること。
- (2) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「除雪サービス業」、所在地区分が「市内」として登録されている者であること。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続き開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ場所 上記2に同じ。
- (2) 入札書の受領期限 令和7年11月10日(月)12時00分(送付による場合は必着のこと。)
- (3) 入札書の提出方法

入札書は、別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。な お、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名 (法人の場合はその名称又は商号)及び「令和7年11月10日(月)13時50分 開札 前田まちづくりセンター駐車場除排雪業務 入札書在中」の旨を記載 し、上記2あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和7年11月 10日(月)13時50分開札 前田まちづくりセンター駐車場除排雪業務 入札 書在中」の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに送付しなけれ ばならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札を認めない。

- ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 本件の仕様等に関する質問及び回答
 - ア 提出方法

別紙2による持参、送付、又は電子メールにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和7年10月30日 (木)15時00分までの間に提出すること。

ウ 質問に対する回答

令和7年10月31日(金)以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、手稲区ホームページに掲載する。

(5) 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違 反した者の入札、その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加 者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取 り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を 公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に 執行することができない状態にあると認められるとき。
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の不備があったとき。
- (7) 代理人による入札
 - ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名、名称又 は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印

(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時までに委任状(別紙3)を提出しなければならない。

- イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人 を兼ねることができない。
- (8) 開札の日時及び場所

日時 令和7年11月10日(月)13時50分

場所 札幌市手稲区役所3階D会議室(札幌市前田1条11丁目1-10)

(9) 開札

- ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又は その代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせ て行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場すること はできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格 の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入 札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

6 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100 分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知 (納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義のある場合は、関係職員に説明を求めることができるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(4) 落札者の決定方法

- ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内 で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに、 当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法(昭和63年法律第108 号)に基づく消費税及び地方税法(昭和25年法律第226 号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書(別紙4)を提出しなければならない。

(7) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、ま

ず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契 約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (8) 契約条項

別紙5のとおり。